

3 長環審第 2 号
令和 3 年 3 月 日

長久手市長 吉田一平 殿

長久手市環境審議会
会長 成田 暢彦

第 4 次長久手市環境基本計画について（答申）

令和元年 7 月 25 日付け 31 長環第 274 号で諮問がありましたこのことについて、市の環境に対する考え方や取り組みの基本的方向を示すものとして、当審議会において慎重に審議した結果、別添の本計画案については、妥当であると認めます。

なお、計画の推進にあたっては下記の事項に配慮され、計画に定める将来像の実現に最善を尽くされるよう要望します。

記

- 1 持続可能な社会の実現に向け、長期的な視野をもって施策を実施すること
- 2 本計画を市の全ての部署が認識し、情報の共有化を図ったうえで、広く市民及び事業者等に周知すること。
- 3 市民はもとより事業所や大学などの幅広い協力を得て、本計画の理念に沿った推進体制の確立に努めること。
- 4 市民や事業者等、市に関わる誰一人取り残されることのないよう、意見を反映させて進行管理を行うこと。